

# 鳥取縣公報

## 告示

### 鳥取縣告示第九十七號

昭和二十二年四月農林省令第二十八號鮮魚介配給規則の規定により次のように定め公布の日からこれを施行する。

昭和二十二年五月十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一、鮮魚介配給規則（以下規則という）第一條第二項及び第四條第四項の規定により乙級陸揚地及び當該陸揚地における一出荷機關當りの集荷の最低責任數量を別表一の通り指定する。
- 二、規則第四條第三項の規定による出荷機關登録申請書の記載要領は概ね別紙一による。
- 三、規則第五條第二項の規定により乙級陸揚地の公認出

昭和二十二年五月十六日

外 金 曜 日

本報ノ大キサハ國定規格ノA種

荷機關の提出する報告の様式及び期日を次の通り定める「様式」規則第五條第一項の旬報は別紙二の様式同條同項の月報は別紙三の様式によること

「期日」規則第五條第一項の旬報は其の期日終了後五日までに同條同項の月報は翌月七日までに鳥取縣知事に到着するよう報告すること

四、規則第十條第二項及び第十一條第四項の規定により消費地域當該消費地域における一荷受機關當りの集荷の最低責任數量を別表二の通り指定する

五、第十一條第三項の規定による登録申請書の記載要領は概ね別紙四による

六、荷受機關は別紙五による集荷及び配給実績表を翌月七日までに鳥取縣知事に到達する様報告すること

00999

別表一	乙級指定陸揚地				
	一出荷機關當りの出荷の最低責任數量				
	第一、四半期	第二、四半期	第三、四半期	第四、四半期	
東地區	東村	七,〇〇〇	八〇〇	一,〇〇〇	五〇〇
浦富地區	浦富町	二〇,〇〇〇	一〇〇	三〇〇	三〇〇
福部同	福部村	五,〇〇〇	三〇〇	一〇〇	一〇〇
酒津同	末恒村、寶木村、酒津村	二〇,〇〇〇	一,〇〇〇	五〇〇	三〇〇
正條同	正條村	七,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	二〇〇
青谷同	青谷町	五,〇〇〇	五〇〇	二〇〇	一〇〇
泊同	泊村、宇野村、橋津村、長瀬村	一〇,〇〇〇	一,〇〇〇	八〇〇	五〇〇
東伯同	赤碕町、八橋町、中北條村、下中山村、大誠村、山良町、下北條村、浦安町、安田村、逢坂村、光徳村、御來屋町	一〇,〇〇〇	二,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
御來屋同	御來屋町	二,〇〇〇	五〇〇	五〇〇	一〇〇
淀江同	淀江町、所子村、大和村、日吉津村、庄内村、高麗村	三,〇〇〇	一,〇〇〇	八〇〇	五〇〇

01000

別表二	一 荷受機關當りの最低集荷責任數量				
	第一、四半期	第二、四半期	第三、四半期	第四、四半期	
米子	米子市、崎津村、彦名村	三,〇〇〇	八〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇
弓濱中部地區	富益村、夜見村、和田村、大篠津村	七,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一〇〇
弓濱同	外江村、中濱村、上道村、余子村、渡村	三,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	五〇〇
消費地域	浦生村、岩井町、小田村、本庄村	三,〇〇〇	一,五〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇
岩美地域	鳥取市(賀露町を除く)、八頭郡一圓、倉田村、米里村、津ノ井村、面影村、宇倍野村、成器村、大茅村、神戶村、次和村、美三、大正村、明治村、豊實村、大正村、東郷村、松保村、千代水村、吉岡村	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	三五,〇〇〇	三五,〇〇〇

01001

實木地域	瑞穂村、鹿野町	一、五〇〇	一、〇〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇
青谷地域	日置村、日置谷村、中郷村、勝部村	二、〇〇〇	一、〇〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇
正條地域	逢坂村、小鷲河村、勝谷村	一、五〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	五〇〇
倉吉地域	西郷村、上井町、舎人村、花見村、三朝村、小鹿村、旭村、竹田村、倉吉町、小鴨村、矢送村	一五、〇〇〇	五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇
八橋地域	南谷村、山守村、北谷村、高城村、社村、上北條村、灘手村	三、〇〇〇	一、五〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
米子地域	榮村、下郷村、上郷村、古布庄村、以西村、成美村、上中山村	八、〇〇〇	二五、〇〇〇	二五、〇〇〇	二五、〇〇〇
	米子市一圓、日野郡一圓、宇田川村、大山村、名和村、成美村、天津村、大國村、法勝寺村、上長田村、東長田村、手開村、賀野村、尙徳村、五千石村、郷村、大幡村、縣村、春日村、大高村、巖村				

01002

別紙一  
出荷機關登録申請書

一、申請者の住所及氏名(團體にあつては主たる事務所の所在地団体名及代表者の氏名をほ定款その他これに準ずる書類を添付すること)

二、出荷業務を営もうとする陸揚地名

三、營業所の所在地

四、集荷荷捌き出荷業務等を実施する場所設備等

五、四半期毎の漁業種類別集荷計畫數量(一箇年分)及び同計畫に關する詳細且つ具體的な説明

年 月 日

申請者(團體にあつては代表者)の氏名

鳥取縣知事 宛

別紙二

陸揚地名

田荷總關名

田荷先	荷受總關名	田荷計畫	田荷實績	月累計	備考
計					

(註)備考欄には集出荷上の特殊事情を記入のこと、出荷成績が特に良好又は不良の場合には其の理由を詳細に記入すること

田荷 月 業

田荷地名

田荷總關名

1. 集荷成績

主たる漁業種類別	集荷計畫	集荷實績	計畫に對する集荷實績の比率%	備考

月分

00010



# 鳥取縣公報

## 彙報

昭和二十二年五月十六日

金曜日

本報ノ大キサハ規定規

### ◇資格審査結果公告第四號

(自昭和二十二年四月十六日  
至昭和二十二年四月三十日)

昭和二十二年五月十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、この表は昭和二十二年勅令第一號乃至第三號及同年  
閣内務省令第一號の規定による鳥取縣公職適否審査  
委員會の資格審査の結果である。

二、この表は最も廣く公表するものである。市町村役場  
がこの公報を受けたならば直ちにこれを掲載する。こ  
の掲載は少くとも一ヶ月間繼續し、次回の公報を受け  
取つたときはこれと取換えるものである。

取換えた公報はこれを破棄することなく、公衆の参照  
に供し得るよう市町村役場に編綴保存する。

三、この表に掲載された者であつて、資格審査の完了し  
た者の調査表は鳥取縣公職適否審査委員會若しくは市  
の公職適否審査委員會事務所において公衆が閲覽でき  
る。  
何人も要求すれば前項の調査表を自由に閲覽するこ  
とができる。

### 四、結果

鳥取縣公職適否審査委員會(鳥取市東町鳥取縣廳内)

審査人員數 四八名

非該当決定人員數 四七名

審査を受けた公職及びその氏名

○ 縣任命又は昇任豫定者 (別紙の通り)

○ 選舉事務従事者 (別紙の通り)

○ 勅令第一號第十五條に基き調査表を續した者

野 津 三 男

○該當決定人員數

大茅村 野津三男 一名

○正課

昭和二十二年四月二十二日鳥取縣公報彙報、資格審  
査結果公告第三號第四頁農地委員會委員智頭町吉田  
冥冥は取消とす。

○縣任命又は昇任決定者

森村 猛	高田 富夫
石原 暉正	田中 衛
井上 岩男	内田 繁藏
野田 繁之	大角 敏男
増田 福太郎	山根 重永
阿部 正憲	新井 史朗
渡邊 信義	影井 康男
財賀 勇	中井 榮太郎
宮邊 政久	福摩 敏勝
中尾 昭	森山 茂
小椋 昭	田中 清

○選舉事務従事者

橋本 英雄	中原 律
池口 憲嗣	長谷川 清光
關原 希代一	谷本 正徳
小林 秀男	井上 一男
高橋 雅夫	石野 久治
松村 寛	山本 資
森脇 年生	福本 正人
井上 勝之助	隅多 慶朗
池田 治二	手嶋 孝道
勢村 利夫	
西伯郡 大山村	杉谷 幸市
同	陶山 英顯
同	矢田 義行
日野郡 日光村	木村 鶴行
石見村	矢田 貝雅士
同	小谷 頼雄

昭和二十二年五月十六日印刷  
昭和二十一年五月十六日發行

取公報

(昭和二十四年四月十五日)  
(第三種郵便物認可)

鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣公報發行所  
電話 二二二  
印刷 印刷部